

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	主事補、技師補、主事、技師、保育士、生活相談員、社会福祉主事、社会福祉士、教諭の職務	27	27.0	主事補 主事 技師 保育士 計	3 15 2 7 27	27	27.0	主事級
2級	相当程度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、生活相談員、社会福祉主事、社会福祉士、教諭の職務	20	20.0	主事 保育士 計	13 7 20	20	20.0	主事級
3級	係長、主任、主任保育士、主任生活相談員、主任社会福祉主事、主任社会福祉士、主任教諭、主査の職務	26	26.0	係長 主任 主任保育士 主任社会福祉士 主査 計	7 11 6 1 1 26	26	26.0	主任・主査級
4級	副主幹、主任主査、上席主任保育士、上席主任生活相談員、上席主任社会福祉主事、上席主任社会福祉士、上席主任教諭、館長代理、園長代理、課長補佐、所長補佐、館長補佐の職務	12	12.0	副主幹 園長代理 上席主任社会福祉主事 計	10 1 1 12	12	12.0	主任主査・課長補佐級
5級	園長、主幹の職務	5	5.0	園長 主幹 計	2 3 5	5	5.0	主幹級
6級	高度の知識経験に基づき困難な業務を所掌する課長、所長、館長、園長、主幹、委員会等の次長及び局長の職務	10	10.0	課長 次長 局長 主幹 計	7 1 1 1 10	10	10.0	課長級
合計		100	100					

医療職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、医療技術員の職務	0	0.0		0	0	0.0	
				計	0			
2級	相当程度の知識又は経験を必要とする業務を行う栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、薬剤師の職務	1	50	栄養士	1	1	50.0	主事級
				計	1			
3級	主任栄養士、主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任薬剤師の職務	0	0.0		0	0	0.0	
				計	0			
4級	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う上席主任栄養士、主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任薬剤師の職務	1	50.0		0	1	50.0	主任主査級
				計	0			
5級	特に高度の知識または経験を必要とする業務を行う上席主任栄養士、主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任薬剤師の職務	0	0.0		0	0	0.0	
				計	0			
合計		2	100					

医療職給料表(3)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0		0	0	0.0	
				計	0			
2級	保健師、看護師の職務	1	20.0	保健師	1	1	20.0	主事級
				計	1			
3級	相当程度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任保健師、主任看護師の職務	3	60.0	主任保健師	3	3	60.0	主任・主査級
				計	3			
4級	上席主任保健師、上席主任看護師、保健師長、看護師長の職務	1	20.0	上席主任看護師	0	1	20.0	主任主査級
				計	0			
5級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保健師長、看護師長の職務	0	0.0		0	0	0.0	
				計	0			
合計		5	100					

労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 自動車運転手(2級に掲げられた自動車運転手を除く。)の職務 (2) 電話交換手(2級に掲げられた電話交換手を除く。)の職務 (3) 調理等家政的業務を行う職員(2級に掲げられた調理等家政的業務を行う職員を除く。)の職務 (4) ボイラー技師又は技能職員(1から3までに掲げられたもの及び2級に掲げられたボイラー技師又は技能職員は除く。)の職務 (5) 用務員等(2級に掲げられた用務員等は除く。)の職務 (6) 労務作業員(2級に掲げられた労務作業員は除く。)の職務	0	0.0		0	0	0.0	
				計	0			
2級	(1) 自動車運転手の職務 (2) 電話交換手の職務 (3) 調理等家政的業務を行う職員の職務 (4) ボイラー技師又は技能職員(1から3までに掲げるものを除く。)の職務 (5) 用務員等の職務 (6) 労務作業員の職務	2	33.3	運転手	1	2	33.3	労務職
				計	1			
3級	(1) 相当高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 (2) 相当高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (3) 相当高度の技能又は経験を必要とする調理等家政的業務を行う職員の職務 (4) 相当高度の技能又は経験を必要とするボイラー技師又は技能職員((1)から(3)までに掲げるものを除く。)の職務 (5) 相当高度の技能又は経験を必要とする用務員等の職務 (6) 相当高度の技能又は経験を必要とする労務作業員の職務	2	33.3	運転手	1	2	33.3	労務職
				調理師	1			
				計	2			
4級	(1) 極めて高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 (2) 極めて高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (3) 極めて高度の技能又は経験を必要とする調理等家政的業務を行う職員の職務 (4) 極めて高度の技能又は経験を必要とするボイラー技師又は技能職員(1から3までに掲げるものを除く。)職員の職務 (5) 極めて高度の技能又は経験を必要とする用務員等の職務 (6) 極めて高度の技能又は経験を必要とする労務作業員の職務	2	33.3	運転手	1	2	33.3	労務職
				用務員	1			
				計	2			
合計		6	100					